

社会保険の相談センター

事務所案内

ご挨拶

事務所の所在地は蓮田市の江ヶ崎にあります。日本年金機構で社会保険の担当をしてました。今年の8月に、社会保険の相談センターを開設して社会保険のサポートの業務を行っております。

日本年金機構での社会保険の事務経験がございますので、社会保険の各種手続きのほか、新規適用届や社会保障協定などの手続きも行っております。社会保険の手続きのサポートさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

他にも労働保険と雇用保険も取り扱っております。年金の手続きのサポートもさせていただきます。この先の賞与の季節に入りますので、お忙しい時期にはいると思っておりますので、サポートをさせていただきますと考えております。

また社会保険適用時処遇改善コースの助成金の資料も無料でホームページで配布します。

ご興味のごございましたら、気軽にご連絡をよろしくお願い申し上げます。

広告を見て頂き感謝申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

社会保険の相談センター

代表者氏名 榎本 啓太

住所〒349-0102 蓮田市大字江ヶ崎1964-89

電話 050-5369-1096

mail: syahonosoudan@syahonosoudan.com

HP: <http://www.syahonosoudan.com>

ブログ:<https://syahonosoudan.seesaa.net/>

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

- 社会保険適用時処遇改善コース

社会保険適用時処遇改善コースの助成金の案内です。相談料も無料でご覧いただけます。

(1) 助成金の概要

本助成金は、令和5年10月に創設されました。大阪にあるテーマパーク「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」やファミリーレストランチェーン「すかいらーくホールディングス」等が初回保険適用時処遇改善コースを導入したことで、他の企業も一気に導入を検討し始めました。令和6年10月から社会保険の適用拡大もあり、今年注目の助成金です。

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

6か月以上勤務し、社会保険に加入する要件をみたしていない従業員が助成金対象となり、3つのメニューから選択します。

その従業員の労働時間を延長したり賃金をあげたりすることで、社会保険の加入要件を満たし、実際に社会保険に加入して、6か月経過すると助成金を申請することができます。

(2) 主な支給要件

本コースには、以下の3つのメニューがあります。

① 手当等支給メニュー

社会保険に加入する従業員にたいして、

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

社会保険料相当額にあたる賃金の15%の「社会保険適用促進手当」を支給します。本手当は2年間限定ですが社会保険料算定の基礎から除けるメリットがあります。1名につき最大50万円(大企業37.5万円)の助成金を受給でき、取り組み期間は2年6か月で終了します。

	支給要件	一人当たりの助成金額
1年目	賃金(標準報酬月額・標準賞与額)の15%以上分を「社会保険適用促進手当」して従業員に追加支給すること	6か月ごとに10万円×2回(大企業は7.5万円×2回)

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

	支給要件	一人当たりの助成金額
2年目	1年目に引き続き、従業員に賃金（標準報酬月額・標準賞与額）の15%以上分を「社会保険適用促進手当」して従業員に追加支給すること	6か月ごとに10万円×2回 （大企業は7.5万円×2回）
3年目	賃金（基本給）の18%以上を増額させていること	6か月ごとに10万円×1回 （大企業は7.5万円×1回）

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

②労働時間延長メニュー

助成金額は30万円で取り組み期間は6か月で終了します。

週所定労働時間の延長	賃金の増額	一人当たりの助成金額
4時間以上	—	30万円 大企業は22.5万円
3時間以上4時間未満	5%以上	
2時間以上3時間未満	10%以上	
1時間以上2時間未満	15%以上	

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

③併用メニュー

併用メニューは、手当等の支給メニューと労働時間延長メニューの2つを組み合わせています。助成金額は最大50万円で、取り組み期間は1年6か月で終了します。

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

	支給要件		一人当たり助成金	
1年目	賃金（標準報酬月額・標準賞与額）の15%以上分を「社会保険適用促進手当」して従業員に追加支給すること		6か月ごとに10万円×2回（大企業は7.5万円×2回）	
2年目	上記の取組みを行ったうえで以下のいずれかの取組みを行うこと		6か月ごとに10万円×2回（大企業は7.5万円×2回）	
		緒定時間の延長		賃金の増額
	①	4時間以上		—
	②	3時間以上4時間未満	5%以上	6か月ごとに30万円（大企業は22.5万円）

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

	支給要件			一人当たり助成金
2年目				6か月ごとに30万円 (大企業は22.5万円)
		緒定時間の延長	賃金の増額	
	③	2時間以上3時間未満	10%以上	
	④	1時間以上2時間未満	15%以上	

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

3) 申請手続きのポイント

労働時間延長メニューが制度導入から6か月で助成金申請できるため、当社では労働時間延長メニューしか顧客には提案していません。

手当等支給メニューと併用メニューは、対象従業員に社会保険適用促進手当の支給をすることが必須条件になり、本手当を従業員が理解できるように説明することを含めて事務負担が大きいです。さらに6か月ごとに助成金の支給申請するため、スケジュール管理にも十分注意をする必要があります。それでも、助成金額50万円

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

にこだわる場合は、併用メニューです。手当など支給メニューと併用メニューの1名あたりの助成金額はどちらも50万円なので、取り組み期間が短い併用メニューがお勧めです。

なお、手当など支給メニューと併用メニューは、申請期間が長いいため途中退職する可能性があります。したがって必ずしも、全員が満額の50万円を受給できるというわけではありません。

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

- 一企業で上記の3メニューをすべて導入することが可能ですが、事務処理負担を考慮すると現実的ではなく、事前に企業のほうでどちらか一つもしくは2つに絞って従業員に提示します。

上記のように手当など支給メニューと併用コースは、支給回数を長期に実施することになり、事務方の負担も大きいです。労働時間延長メニューがシンプルでわかりやすいことが申請スケジュールからも理解できます。

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

(4) 本助成金をお勧めする企業

多くの企業が人で不足で悩んでいますが、本助成金の目的はまさに短時間勤務のパートタイマーなどの勤務時間を延長することなので、人手不足対策を実施したい企業にお勧めします。

新たな従業員を雇用する場合、採用や教育には時間と費用がかかる上、採用した人材が期待した能力をもっておらず戦力にならないリスクを伴います。それに比べて現在雇用している従業員の勤務時間を延長するほうが追加の教育が不要で確実に即戦力として活躍してくれます。

週25時間以下の勤務のパートタイマー

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

を週30時間までに労働時間延長します。

このふらは企業にとって、人手不足解消と
資金繰りの改善のつながります。

社会保険適用時処遇改善コースは申請人
数の上限はありません。

適用の要件は

2024年10月から、従業員数は50人超え

(51人以上)規模で、週所定労働時間20時
間以上、雇用期間が2か月越が見込まれ
ること、賃金が8.8万円以上(年収106万以
上)で学生でないことが要件です。

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

ちなみに従業員数の数え方は、現在の厚生年金の適用対象者です。

フルタイムの従業員数たす週の労働時間がフルタイムの四分の三以上の従業員数。

パートタイムとアルバイトも含みます。

なお、社会保険の資格取得と雇用保険も対象になります。

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

(5)提出書類(計画書)

- ・キャリアアップ助成金計画書

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

(6) 提出書類(支給申請書)

労働時間延長コースの提出書類です。

● 申請様式・添付書類関係チェックリスト

	チェック	申請様式番号・ 様式名	添付書類(確認書類)	備考
1		様式第3号 キャリアアップ助成金申請書		
2		様式第3号別添様式 社会保険適用時処遇改善コース内訳		

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

	チェック	申請様式番号・ 様式名	添付書類（確認書類）	備考
3			対象労働者の雇用契約書等 （必要に応じて、労働者本人の署名などが確認できる雇用契約書等）	<ul style="list-style-type: none"> ・手当等支給メニューの第一期支給対象期においては、社会保険の適用を受前前後の雇用契約書等 ・手当等支給メニュー、併用メニューで前支給対象期と同様、標準報酬月額および標準賞与月額の15%以上（社会保険料の本人負担分相当）の一時支給する手当などを支給する場合は、当該対象期の6か月間適用されていた雇用契約書等（前支給対期と記載内容がすべて同様の場合は不要）

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

	チェック	申請様式番号・ 様式名	添付書類（確認書類）	備考
3				<ul style="list-style-type: none"> ・手当等支給メニューの第三期支給対象期において、賃金を18%以上増額させる措置を講ずる場合は、賃金を増額数前後の雇用契約書等 ・手当等支給メニューの第5期支給対象期において、賃金を18%以上増額させる措置を講じる場合は、賃金を増額または所定労働時間を延長する前後の雇用契約書等

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

	チェック	申請様式番号・ 様式名	添付書類（確認書類）	備考
3				<ul style="list-style-type: none"> ・併用メニューまたは労働時間延長メニューにおいて週所定労働時間を延長する措置を講じる場合は、週所定労働時間を延長する前後の雇用契約書
4			対象労働者の労働基準法第108条に定める賃金台帳または船員法第58条の2に定める報酬支払簿	<ul style="list-style-type: none"> ・手当等メニュー、併用メニューの第一期支給対象期においては、社会保険適用前および適用後6か月分 ・手当等支給メニュー、併用メニューの第一期以外の支給対象期の6か月分 ・労働時間延長メニューにおいては、労働時間延長及び延長後6か月分

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

	チェック	申請様式番号 ・様式名	添付書類（確認書類）	備考
該当する場合に、必要な書類				
5			特定適用事業所該当通知書	該当する場合のみ提出が必要となります。
6			任意特定適用事業所該当通知書	該当する場合のみ提出が必要となります。
7			対象労働者の出勤簿の出勤簿等 （上述の賃金台帳などに出勤日数、労働時間数が記載されていない場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・手当等支給メニュー、併用メニューの第一期支給対象期においては、社会保険適用前および適用後6か月分 ・手当等支給メニュー併用メニューの第一期以外の支給対象月の6か月分 ・労働時間延長メニューにおいては、労働時間延長前及び延長後6か月分

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

	チェック	申請様式番号 ・様式名	添付書類（確認書類）	備考
該当する場合に、必要な書類				
8			就業規則、賃金規定等（手当等支給メニューを申請する場合であって、一時的に支給する手当等を恒常的に支給することとして、取り扱いを変更した場合）	一時的な手当等を1年間支給した後に恒常的な手当をする場合は第3期支給対象期に、2年間支給した後に恒常的な手当とする場合は第4期支給対象期に添付してください

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

(9) 申請対応窓口
管轄のハローワーク

(10) 報酬について

助成金の相談
無料

企業によって、助成金の需要は様々です。御社にとってメリットのある助成金は何か？最適なものを探して受給できるようにアドバイスいたします。
助成金の申請手続き代行

着手金 無し
手続報酬 受給額の25%です。

助成金の申請代行で、申請が通らなかつた場合は代金を頂きません。前金も頂きません。申請が通つた場合のみ代金を頂きます。助成金のみのスポットでも受けたまります。

ご興味がございましたら、気軽にご相談ください。